

気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和5年度VOL.4

新潟県では「消費者安全確保地域協議会」（高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク）の設置促進と活動の活性化を進めています。

冬到来、見守りで高齢者等を消費者被害から守りましょう



冬になると、厳しい寒さや雪で足元が悪くなることなどから、ひとり暮らしの高齢者等は外出しづらくなり、家に閉じこもりがちになります。特に高齢者だけの世帯では、日用品の買い物も困難になり、外に出て近所の人や友人と会う機会も減るので、日ごろの生活の様子が分かりにくくなります。

こんな季節だからこそ、高齢者等を消費者被害から守るためには、地域の方や福祉関係者の方など、日ごろから高齢者等と接する機会のある方による見守りや声掛けが大切になってきます。

そこで、今号では見守り体制づくりに向けた関係部署や消費生活サポーターとの連携や、啓発資料のご紹介をします。

消費者行政と関係部署（福祉・防犯等）との連携

県が市町村との情報交換でお聞きした関係部署との連携の取組について紹介します。

○「きーつけなせや」が発行されると消費者行政担当課からの関係部署2か所にも共有し、そこからさらに民生委員に配布するとともに地域包括支援センターにも共有している。



○地域包括支援センターの定例会議に消費者行政担当課も定期的に参加し、注意喚起情報を共有させてもらっている。

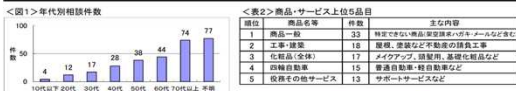
○毎月、市の消費生活相談窓口で受け付けた相談の内容や、県消費生活センターが毎月発行する「消費生活相談の概況」（左図参照）について、高齢福祉所属を通じて地域包括支援センターに送付し、市内で発生している悪質商法について情報を共有している。

○先日、消費生活相談に「訪問買取」についての相談が立て続けに3件あったので、市の防災アプリ（※）で注意喚起の配信をした。
※市の防災や暮らしの情報を確認できるアプリ。スマホが無い65歳以上高齢者のみ世帯には市が無償で専用タブレットを貸し出しているそうです。

令和5年9月分の消費生活相談の概況

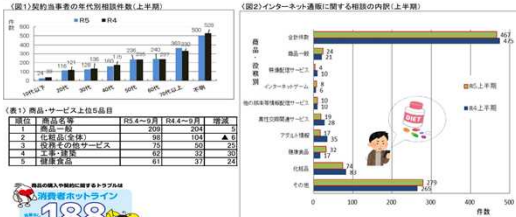
- 9月の相談受付件数は、294件で(表1)のとおりです。前年同月(317件)と比べ、23件減少しました。
- 総相談受付件数294件のうち、「不当請求」と判断される相談は16件で、前年同月(25件)と比べ、9件減少しました。
- 契約者の年代別相談件数は、(図1)のとおりです。70代以上が一層多く74件、以下60代が44件、50代が38件、40代が28件、30代が17件、20代が12件の順です。
- 相談の多かった商品・サービスは、(表2)のとおりです。第1位は「商品一般」で、以下「工事・建築」「化粧品(全体)」「投資商品」「投資その他のサービス」となっています。

区分	総相談件数	販売購入形態別相談件数													
		5%寄附相談	店頭購入	訪問販売	通信販売	マルチメディア等が中心	電話勧誘販売	かがみアップシステム	訪問購入	その他無店舗	不審・無関係	危険・危険	不当請求		
9月	294	284	55	25	94	0	10	0	4	0	108	1	2	16	10
前年同月	317	303	49	17	104	5	16	0	4	0	122	4	0	25	8



令和5年度上半期(4月～9月)の相談の概況

- 消費生活センターの上半期の相談受付件数は、1,767件で前年同期(1,801件)と比べ、34件の減少となりました。
- 契約当事者の年代別相談受付件数は、(図1)のとおりです。70代以上が一層多く936件、以下60代240件、50代238件の順となっています。
- 相談の多かった商品・サービスは、(表1)のとおりです。第1位は、架空請求メールを含む「商品一般」の209件で、以下「化粧品(全体)」「投資その他のサービス」に次ぎ「投資商品」の順となっています。
- 昨年同様インターネットを通じて受ける相談件数が、(図2)のとおり総相談受付件数の約3割を占めています。
- 年代別の相談件数を中心とした相談の発生から家庭用インターネットが普及していることが読み取れることが、契約しづらいとされているという相談が増えています。



新潟県消費生活サポーターとの連携

県では、消費生活サポーター養成講座を修了した方等を消費生活サポーターとして登録し、悪質商法被害防止の啓発活動、相談窓口の紹介、出前講座の講師などの取組をしていただいております。現在、県内各地で230名の消費生活サポーターが活動しています。



消費生活サポーターの具体的な活動として、身近な方と消費生活情報を共有いただくほか、行政・警察の特殊詐欺被害防止の啓発活動（チラシ配布）にご協力いただいたり、自治会・地域の茶の間・民生児童委員の研修会などで消費者トラブル防止の講座や寸劇など様々なかたちで、各消費生活サポーターの地域で啓発の取組をしていただいております。

市町村における見守り・啓発活動において、消費生活サポーターと連携した取組を試みてはいかがでしょうか。

見守りや声掛けに活用できる啓発資料

高齢者等ご自身が消費者被害防止のための知識をお持ちになることも大切ですが、高齢者等に身近な方もその知識があれば、異変に迅速に気づき、声掛けへつなげることが期待できます。



悪質商法や製品による事故情報などをお知らせする啓発資料を活用し、民生委員さんや自治会・町内会の関係者の方、福祉関係者の方等、広く皆さんで情報を共有し、見守り・声掛けの取組を地域全体に広げましょう。



新潟くらしの安全かわら版
「きーつけなせや」(新潟県発行)

「見守り新鮮情報」
(国民生活センター発行)

新潟くらしの安全かわら版
きーつけなせや Vol.130

注意喚起 ～石油ストーブ安全大作戦～
5つのポイントで火災事故を防ごう!

部屋を暖かく快適にしてくれる石油ストーブ及び石油ファンヒーター（以下：石油ストーブ等）ですが、事故が毎年11月頃から多く発生しているため注意が必要です。

取扱説明書や本体表示に記載された使用上の注意を正しく守っていただければ防げた事故は少なくありません。長年石油ストーブ等を使っている方も今まで大丈夫だったからと油断せず、使用前に**5つのチェックポイントを確認し、正しい使い方を身に付けて事故を防ぎましょう。**

対象製品及び製品分類 石油ストーブ部分名称

石油ストーブ等を使用する前の**5つのチェックポイント**

チェックポイント① 〇ほこりがたまっていたら掃除をする。

石油ストーブにほこりなどが積み重なると、ほこりに着火するおそれがあります。石油ファンヒーターは、空気取込口をほこりで塞ぐことで異常燃焼が生じる事故が発生します。

使用を始める前に、石油ストーブの置台や燃焼部位（燃焼室の側）にほこりがたまるように掃除をしましょう。

見守り新鮮情報

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか?**」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。

怖くなって、小さくなった夫の**金歯**や**ネックレス**などを探して選んでしまった。それを探している間に、**買取書**のチェック欄に**勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。男性は**買い取り代として約2万5千円**を置いて帰った。(70歳代)

貴金属の買い取りが目的!? 強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようしましょう。
- おもてなし電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求められません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き直しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談ください(消費生活ホットライン188)。

いずれも新潟県のホームページや国民生活センターのホームページからダウンロードできます。

発行 新潟県 総務部 県民生活課(〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1)
電話 025-280-5135 FAX 025-283-5879 E-mail ngt010230@pref.niigata.lg.jp
※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。